

長岡地域任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の委員の報償費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 任意協議会の委員（規約第4条第1号及び第2号の委員を除く。）が任意協議会の会議及び小委員会の会議（以下「会議等」という。）に出席したときの報償費の額は、1日につき9,100円とする。

(費用弁償の額)

第3条 任意協議会の委員が会議等に出席し、又は任意協議会用務のため旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。

(1) 会議等に出席する場合

ア 会議等の開催地市町村内に住所を有する委員 1回につき300円

イ 会議等の開催地市町村以外に住所を有する委員 1回につき1,000円

(2) 協議会用務のため旅行した場合の日当等に相当する費用弁償の額

ア 日当に相当する費用弁償 1回につき2,600円

イ 日当以外の旅費に相当する費用弁償 実費

2 前項の規定にかかわらず、規約第4条第1号及び第2号の委員に対しては、同項第1号に規定する費用弁償を支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。